

茨城大学広域水圏環境科学教育研究センター使用規則

(平成9年10月28日制定)

改正

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城大学広域水圏環境科学教育研究センター(以下「センター」という。)規則第13条の規定に基づき、センターの使用について必要な事項を定める。

(使用者)

第2条 センターを使用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 茨城大学(以下「本学」という。)の教職員及び学生
- (2) センター長が適当と認めた者

(使用手続)

第3条 センターを使用しようとする者は、所定の使用申込書を理学部事務部に提出し、センター長の許可を受けなければならない。

(使用料)

第4条 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)のうち、第2条第2号に掲げる者(国立大学法人の教職員及び学生を除く。)は、国立大学法人茨城大学における学生納付金その他の費用に関する規則の定めるところによる使用料を納入しなければならない。

2 前項の使用料は、前納しなければならない。

3 既納の使用料は、原則として返還しない

(使用にかかる実費の負担)

第5条 センターを使用する者は、洗濯料、その他の使用にかかる実費を負担しなければならない。

2 使用者は、別に定める実費を、センター事務室に支払うものとする。

(使用許可書の提示)

第6条 使用者は、使用許可書をセンター事務室に提示し、その指示を受けなければならない。

(使用許可の取消等)

第7条 次の各号の一に該当すると認めるときは、センター長は、使用許可を取消し、又は中止させることができる。

- (1) 所定の使用料を納付しないとき。
- (2) 使用申込書の記載事項に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 使用許可書に記載した使用心得を守らないとき。
- (4) その他センター長が不適當と認めたとき。

第8条 センターは、前条各号に掲げる使用許可の取消し、又は中止によって生じる使用者のいかなる損害に対しても、その責を負わない。

(実験器具等)

第9条 本学の教職員及び学生以外の者は、研究及び実験のために必要な実験器具等を持参するものとする。

(使用者の義務)

第10条 センターを使用する者は、施設設備を常に良好な状態に保つよう努めなければならない。

2 使用者は、故意又は重大な過失により施設設備を破損し、若しくは紛失したときは、その損害に相当する費用を弁償し、若しくは原状に回復しなければならない。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、センターの使用に関して必要な事項は、センター長が定める。

附 則 この規則は、平成9年10月28日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則 この規則は、平成13年9月18日から施行し、平成12年9月21日から適用する。

附 則 この規則は、平成15年8月1日から施行する。

附 則 この規則は、平成16年4月1日から施行する。